

【フランス】外国人の滞在資格を改正する法律の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

* 2016年3月、合法的に入国・滞在する外国人の滞在資格や社会統合支援に関する法律が制定された。滞在許可証更新手続の簡素化や優遇的な滞在資格の拡大が図られる一方で、不法在留者に対する行政措置の強化も含まれている。

1 経緯及び目的

2014年7月23日の大臣会議発表において、外国人に関する2件の法案が同時に提示された。そのうち難民の庇護権に関する法案は2015年7月に「庇護権の改革に関する法律」として制定され(注1)、もう1件が本稿で取り上げる外国人の滞在資格等を改正する法案である。この発表における「移民は、正しく管理し、才能ある者の流入を促進し、社会への統合を支援すれば、フランスにとって好機となるものである」という見解がオランダ大統領の社会党政権の姿勢を示しており、法案の内容はこれに沿ったものとなっている。

この法律の目的は3点に要約される。

- ①合法的に滞在を認められた外国人の受入れと統合の過程を安定させる。
- ②国際レベルの能力を持つ外国人の滞在の優遇によりフランスの魅力を強化する。
- ③基本的人権を尊重しつつ、不法在留外国人対策をより実効性があるものとする。

議会における審議日程の関係で成立まで時間を要したが、ようやく2016年3月7日に「フランスにおける外国人の権利に関する法律第2016-274号」(注2)として制定された。

2 法律の内容

この法律は4章68か条からなり、主に「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典(CESEDA)」の条文を改正するものである。以下に主要な規定を紹介する。

(1) 外国人の受入れと支援

フランス語ができない外国人が長期滞在を希望する場合、社会への円滑な統合のためフランス語の習得を要求される。そのため国は無料研修プログラムを提供している。従来滞在1年で欧州評議会の設定によるA1レベル(注3)に達することを目途とする支援プログラムが実施されているが、今回の改正により5年以内にA2レベルに達することを目途とするより長期の支援が新設された。

また、長期滞在者に義務づけられるフランスの共和国的価値(男女平等、政教分離等)や権利・義務等の理解のための市民教育の内容と形態が刷新・強化された。

こうした受入れ・支援活動は、フランス移民・統合局(Office français de l'immigration et de l'intégration: OFII)が実施している。

(2) 滞在資格の改善

この法律で特に主眼とされたのは、滞在資格に関する改正である。

従来フランスでは、滞在許可証は基本的に1年更新であった。今回の改正により、1年間合法的に滞在したすべての外国人は初回更新時に複数年(2年~4年)の滞在許可証を申請できることとなり、さらにその年数の経過後直ちに10年間有効な定住許可証(Carte de résident)を申請できる。毎年延べ250万人の外国人が滞在資格更新のため県庁や警視庁を訪れるという悪評高いフランスの更新制度の大幅な簡素化が期待される。

一方、国外から有能な人材をフランスへ引き寄せるための滞在資格上の優遇措置に関しても改正が行われた。この趣旨の制度は以前から数種存在したが十分に活用されず効果が薄かったため、今回の改正で制度の一本化及び緩和を行い、投資家、研究者、芸術家、高資格労働者等を対象とする有効期間4年の滞在許可証である「能力パスポート(Passeport «talents»)」を本人及びその家族に交付できる制度が盛り込まれた。また、修士以上の学位を取得した外国人学生は、専攻分野に関連する職業を探すための1年間の滞在が認められる。

フランスでの治療を望む重篤な病人はその疾病を治療する施設等が自国にないことを条件として滞在が許可されるが、下院での修正案により、自国での治療が可能であっても高額等の理由で実質的に治療を受けられない場合も滞在を認め得ることとなった。

(3) 不法状態にある外国人に関する規定

今回の改正では、合法的に滞在する外国人に対する上記の緩和・優遇策と共に、不法在留外国人に対する権利の保護と行政措置の厳格化の両面からの改正が行われた。

不法在留者の自由を拘束する場合、従来、勾留センター(centre de rétention)への収容あるいは居所指定の措置が採られていたが、改正後はより人道的な措置である居所指定を原則とし、収容は逃亡の危険がある場合等に限定して適用することとなった。

一方、措置の厳格化として、まずEU圏外出身の外国人でフランスにおいて犯罪を犯し国外退去処分に処された者は、最大5年間フランスへの再入国を禁止される。また、EU加盟国出身者、すなわちEU加盟国間の移動の自由を有する者であっても、現実に社会の基本的利益に関わる重大な脅威となる場合には一定期間フランスへの在留・再入国を禁止する権限を県の長官に付与した。

出入国管理のため、フランスの国際交通機関には不法な搭乗の制限等の義務が課されているが、それを遵守しない会社に対する罰金を強化する改正も含まれている。

なお、関連する改正として、勾留センター及び資格なく入国しようとする外国人を一時的に抑留する待機ゾーン(zone d'attente)へジャーナリストが入る権利を認めた。

注(インターネット情報は2016年4月18日現在である。)

(1) 豊田透「フランスにおける難民庇護法の改革」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.86-124. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914662_po_02670005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

(2) Loi n° 2016-274 du 7 mars 2016 relative au droit des étrangers en France. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/3/7/2016-274/jo/texte>>

(3) 欧州評議会の「ヨーロッパ言語共通参照枠組(CEF)」による言語習得度のレベル設定で、A1及びA2は全6段階(A1~C2)の「基礎段階」に当たる。